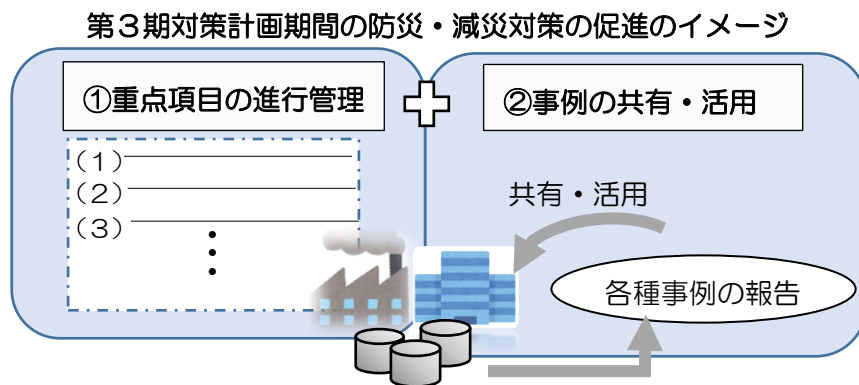


第3期対策計画（令和3年度から5年度）の進め方（案）について

1 第3期対策計画の進め方（案）について

令和3年度から5年度の第3期対策計画では、これまでの重点項目の設定に加え、防災本部が安全に係る企業活動の再点検やBCPの策定・見直しなどの事業所の自主的な防災・減災対策に関する取組みを事業所間で共有、活用を促す仕組みを整え、地区全体の防災・減災対策を促進する。



2 第3期対策計画の重点項目の修正及び重点項目の代替措置について

(1) 重点項目の修正について

第6回検討部会（7月開催）において、重点項目として継続なしとした、

- ・建物・地震の津波対策
- ・安全に係る企業活動の再点検
- ・BCPの策定・見直し（防災関連項目）

は、特定事業者間での事例の共有・活用を求める項目として継続します。

(2) 重点項目の代替措置について

①タンク配管への緊急遮断弁の設置（許可容量：500kL以上）（第2、3期）

第2期対策計画の令和元年度の進捗状況において、代替措置を含め「未対策」とした事業所に対し、取組み状況をヒアリングした結果を反映

②小規模タンクの漂流対策（第3期）

事業所アンケートにおいて、管理油高の下限値の見直し以外の対策として、回答があった事例について、代替措置として認めるか検討が必要